
やまぐち通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信)

平成 29 年 3 月 16 日

—No.189—

事務局：山口県消費生活センター

■「国民生活センターを名乗るニセ電話」絶対にお金を渡さない！ ■■■■■■■■

国民生活センター等の公的機関が「個人情報漏れている」などと言って電話をかけることは絶対にありません。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

また、話を聞いてしまうと、さまざまな理由をつけて金銭を要求してくるケースも見られます。絶対に支払ってはいけません。

少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターやご家族・身近な人に相談してください。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難ですので、お金を払う前に相談することが重要です。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○国民生活センター 見守り新鮮情報

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen275.html

■整理回収機構をかたる詐欺にご注意ください！ ■■■■■■■■

整理回収機構では、平成 29 年 1 月以降、整理回収機構を騙り、ロゴマークや社印を偽造した「民事訴訟請求における申請手続き開始前の御通知」という通知書を送付し、何らかの請求を企てようとする事案について、多数の問い合わせ、情報提供が寄せられています。悪質な詐欺行為の被害にあわないよう、十分ご注意下さい。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○整理回収機構公表資料

<http://www.kaisyukikou.co.jp/gotyuu.html>

■事故に関する情報提供(手動車いすのフットサポート)について ■■■■■■■■

消費者庁では、消費者安全調査委員会への申出を端緒として収集した情報のうち、消費者安全確保の見地から、有益な情報をまとめたレポートを掲載しています。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 事故に関する情報提供

<http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/>

■消費生活用製品の重大製品事故について ■■■■■■■■

リコール対象製品〈石油給湯機、デスクヒーター〉で火災等の事故が発生しています！

リコール対象製品を使い続けると、事故を引き起こすおそれがあり、大変危険です。対象製品をお持ちでないか確認し、お持ちの方は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/new_2017.html

★高齢者の方の中には、安全な使用のための情報に気付きにくい場合や、ご自身での対処が難しい場合もありますので、周囲の方が気を配っていただくようお願いいたします。

★リコール対象製品は、
消費者庁「リコール情報サイト」<http://www.recall.go.jp/>で確認できます★

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>